

Title	ロンドン法律街略史(中)
Sub Title	
Author	峯岸, 治三(Minegishi, Haruzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.3 (1933. 8) ,p.65(443)- 84(462)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330800-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330800-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ロンドン法律街略史(中)

峯 岸 治 三

## 五

アングロ・サクソン時代にはイギリスに於ては専門的法律家即ち辯護士は未だ存在してをらず、法律問題に對する助言は僧侶が之を與ふるのであつた。ノーマン時代の初期には各人は民事又は刑事孰れの訴訟に於ても、自ら訴訟行爲をなさねばならなかつた。たゞ許可を得た場合に限り代理人を定めて、以て訴訟行爲をなさしめることが出來た。之をアトローニー (attorney) 即ち擁護者と呼んだのである。國王には法律上の代表者として Attorney-General があり、その下に Solicitor-General があつた。王妃、皇儲、皇族、大貴族等も夫々法律上の代表者を有してゐたのであるが、普通一般の人々は自ら訴訟行爲をせねばならぬことは右に述べた如くであつた。然るに、その後間もなく婦人、子供、老衰者等はアトローニーに依つて代理せらるゝことを許され、アトローニーは是等の人々の爲めに法廷に於て奮闘したので

ある。かゝる闘士たるアトリーニはその友人のために勿論報酬を受くることなく働いたもので、しかも法廷に奮闘するのが彼等の本來の職務とするところではなかつたのであるから、生涯のうち一度若くは二度位友人の爲めに奮戦したものであらう。その後法律問題の助言者とも云ふべき者が出來たのであるが、是等の人々は法廷に現れることはなく、元來下級の僧侶 (priests ; deacons ; ecclesiastics) であつた。而して、その多くはヨーロッパ大陸から渡英した者であつて、ローマ法寺院法に通曉してゐたのであるが、不幸にしてサクソン法は全く知らぬところであつた。しかも、このサクソン法はウキリアム征服王が之を維持すべきことを約したものであつたから、彼等がこのサクソン法に基いて助言を與ふる場合には、意識的に又無意識的にサクソン法をヨーロッパ大陸の法律家の間に知られてゐるやうな形に變へてしまふと云ふ有様であつた。換言すれば、サクソン法をローマ法又は寺院法式に解釋してしまふと云ふ結果になるのであつた。ところが、ステイーン王 (アングロ・ノーマンの最後の王、一〇九七年?) 並にヘンリー二世 (フラングヂェネット家の始祖、一一三三年—一一八九年、治世一一五四年—一一八九年) の時代になると、彼等の多くは必要に迫られ餘儀なくアングロ・サクソンの慣習法を知るやうになつた。とりわけ、土地保有の慣習法に付て智識を有するやうになつたのである。

その後次第にイギリス法の研究を専門にする者が現れるやうになつたが、彼等は最早僧侶ではなかつた。一二〇七年には僧侶は寺院法に依つて俗界裁判所に於て實務を執ることを禁止せられた。一二一五

年にはマグナ・カルタに依りコンモン・ブリーズ廷は一定の場所に開廷せらるゝことゝなつた。こゝに於て、多くの人々はその裁判を傍聴しその判決を書き留めると云ふ風習を生ずるに至つたのである。斯の如くして、是等の人々は裁判所の訴訟手續は固より、土地法に關する智識をも修得することを得たのである。なほ、一二五四年にはインノセント四世(<sup>?</sup>—一二五四年、ローマ法王として)の在位(一二四三年—一二五四年)の教書に依つて僧侶はコンモン・ローを教授することを禁せられたのである。

これより以前、既に法律の研究を志した學生達はロンドンの種々の教會を目ざして各方面から集つて來た。而して、かゝる法學生は是等教會に程近い宿舎に起臥して専ら僧侶達と寺院法の問題に付て議論をたゝかはしたのであつた。後に至つて裁判所はウエストミンスターに於て開廷せらるゝことになつたが、法律學生及び實務見習者は依然として從來の場所に居住して居たのである。之恐らく是等の人々はローマン・ウォール外に居住するの勇氣を持たなかつたからであらう。面して、是等法律修業者は次第に小グループをつくるやうになり、各グループは同じ家に居住してその日の主たる食事を共にするやうになつた。彼等は之を *commons* と稱したのであるが、かゝる慣習はケンブリッジやオックスフォードの大學では既に行はれてをたつたところである。そして、是等大學のカレッジが *Fellows* と呼ばるゝ人々に依つて統轄せられてゐたと同様に、前示法學生の小グループは *Benchers* と稱せらるゝ人々に依つて統轄せられてゐたのである。ジョン王(一六七年—一二二六年) 時代には是等の小グループは法律學校とな

り、各種の法律専門家が各々種々の法律の講義をしてゐたと云ふことは、かのロード・コーク(一五五二年—一六三四年)の説明するところであるが、コークは固より法律家としては權威者であるとしても、好古學的の研究には直に承服することが出来ぬ。従つて、この説明が果してどの程度まで信頼し得るかは今こゝに明言し得る限りではない。兎に角、是等の小グループが漸次法律學校と云ふ色彩を帯びて來たのであつたが、是等は一三三四年ヘンリー三世(一二〇七年—一二七二年、治世一二一六年—一二七二年)がロンドン市長及び執行官に對して發したる令狀に依つて閉鎖を命ぜられたと云ふことである。何故にかく閉鎖を命じたのであるか、その邊の事情は固より明瞭ではない。然し乍ら、ヘンリー三世のこの令狀は是等法律團體の幸福と發展とには實質的に何等の影響をも與へたものではなかつた。

ニュー・シテイ・ウォール内に嘗て聖地武士が有してゐた土地は、一三五四年頃ホスピタル武士團員に依つて一ケ年十磅の地代で、法律の教授や學生達に貸與せられたことは疑ひのないところである。勿論その正確の年代は之を知ることが得ない。更に、如何なる法律家達に貸與せられたのであるか。例へば、それ以前から既に團體を爲してゐたことになかつた法律家が、偶然グループを爲すに至つた、そのグループに土地を貸與したのであるか。當時既に近隣の宿舎に居住してゐた法律家の團體に貸與したのであるか。或は聖地武士の有したる土地を二分し、當時既に各別の宿舎に居住してゐた法律家の二つの團體の夫々に貸與したのであるか。是等の問題に對しては吾々は明確なる回答を爲し得ないのである。

何となれば、吾々は現在ホスピタル武士團員と法律家との間に交された土地貸借證書を發見することが出来ぬからである。一三八一年 Wat Tyler の徒黨はテンプルに至り、その教會堂に闖入して書籍書類判決録等を押收し以て路上に於て是等を燒棄したのであつた。

今から約五十年程前までは次のやうに考へられてをるのが普通であつた。即ち、テンプルには最初一つの法律家の團體が存してゐたのみで、この團體に對してニュー・シティー・ウォール内の聖地武士の全土地が貸與せられた。而して、この土地は間もなくロンドン疆界線（勿論シティーのこと）外に在る部分の所謂 Outer Temple と區別する爲め、Inner Temple と稱せらるゝやうになつたのである。その後、年代は之を知ることが得ないがインナー・テンプルの土地が二分して、その西部は Middle Temple と呼ばれたのである。以上の見解に付てオッチャー自身はこの傳統的信念を支持する者であつて、之に付てはなほ論すべき多くのものがあるとしてをるのである。ところで、この傳統の見解に反對する近頃の論者は、法律家の團體は最初から二つのものが存在してゐたので、インナー・テンプルに屬する人々は Clifford's Inn から來たものであり、ミッドル・テンプルの人々は St. George's Inn から來たものであると主張するのである。

聖地武士が前示の土地を有してゐた時分二つのホールが在つたと云ふことは疑ひを容れざるところである。その一つは食堂であり、他の一つは現在の Pump Court 及び Elm Court の在る所に存してをつ

たのである。

## 六

ロンドンとミッドルセックス州との疆界線外に在つた聖地武士の土地は Outer Temple と稱せられ、こゝには法律家は居住することを敢てしなかつたのである。ロンドン・ウォールの外部にはストランドからテムズ川に傾斜してゐた草原があつた。而して、ホスピタル武士團はエドワード二世（一二八四年—一三二七年治世）の時代に於てこの土地を Exeter の僧正 Walter Stapleton に貸與したのであるが、ステープルトンは此處に家を建てた。それは丁度一三〇八年のことであつたのである。この家は後に至つて所謂 Essex House として知られたところのものである。そこで、この家にステープルトン及びその承継者が二百年以上も居住してゐたのである。ところが、かの宗教改革の時 Beaudesart の Id. Paget が右エセックス・ハウスを、國王から購入して自己の住居としたのである。それより後エリザベス女王（一五三三年—一六〇三年）時代にはレスター伯がエセックス・ハウスに居住してゐたのであるが、更にそれはレスター伯の繼子エセックス伯 Robert Devereux に移つた。而して、彼は之を擴大して一層の美觀を加へ、ロンドンの外部に嚴然として居を構へてゐたのであるが、遂に自己の親友たるエリザベス女王に對し謀反するの愚を敢て爲したのであつた。即ち、彼はエセックス・ハウスの舊城壁に大砲を据ゑ、以てロン

ドンの人々を威歴しようとした。更に、彼は少數の徒黨を従へてロンドンに闖入したのであるが、ロンドン市民の總てが彼に反抗することを知り、忽にして彼は退却するの止むなきに至りギルド・ホールよりテムズ川に敗北逃走し、ボートを走らしてパヂエット・ブレースに至り、遂に我が家に逃げ歸つたのであるが、彼はその後間もなく捕へられたのである。これ即ち、一六〇一年のことであつた。一六一三年には選舉侯 (Palatin) はジエームス一世(一五六六年—一六二五年、治世一六〇三年—一六二五年)の王女と婚姻する爲めにイギリスに來たのであるが、王は彼にその住居としてエセックス・ハウスを與へたのである。この選舉侯は一般に Palgrave of the Rhine として知られてゐた人で、かの Palgrave Court もこの名から來たものである。

議會黨員のエセックスもこゝで生れ、而して又こゝで死したのであつた。Dr. Ba. Bon(オッチャー、及びロフティイ氏、Praise God Barebones の brother となつてゐる。既に示した Six Lectures: p. 27: ロフティイ氏、一五頁。然るに Ballot of The Temple は父と brother でなくして son となつてゐる。同書一七〇頁)が遂にエセックス・ハウスを購入し、そこに Devereux Court と Essex Street とをつくつたのであるが、之は一六八二年頃のことである。このエセックス・ハウスの一部分は一七七七年まで残つてゐたのであるが、同年その所有者であつた競賣人の Samuel Paterson と云ふ者によつて取壊されてしまつたので、こゝに Outer Temple は全く消滅することになつたのである。

Old Wyeh の北方には Fickett's Field があつたのであるが、現在そこには Clement's Inn と裁判所 (Royal Court of Justice) 並にリンコンズ・イン New Square の大部分とが在る。このフィックケッツ・

フィールドは最初聖地武士に屬してをり、彼等はこゝを槍試合の場所に供したことは既に一言したところである。而して、その後この地はホスピタル武士團の財産となつたのであるが、ヘンリー八世(一四九一—一五〇九年、治世一五〇—一五四七年)の時代に至り修道院が解散せられたので、フィックケツツ・フィールドも國王の有に復歸することゝなつた。一六三九年にはフィックケツツ・フィールドはまだ國王の財産であつたが、この年國王は Thomas Newton に對し右土地の一部に十四個の家屋を建築することを許可したのである。而して、一六四一年には又 Carnwath 伯に對し、右土地の他の部分に建築の許可が與へられたのである。そこで、この土地には後に Shire Street (後の Serle Street) が出來、更に多數の下賤な家屋が建ち並んでゐたと云ふ有様であつた。ジョージ二世(一六八三年—一七六〇年、治世一七二七年—一七六〇年)及びジョージ三世(一七三八年—一八二〇年)の頃にはこの地方は極めて評判の悪い地方であつたが、現在は勿論この地方は全く變つて立派な市街と化してをり、その昔所謂ナイト・テンプラー即ち聖地武士が槍試合に彼等の武術を練磨した場所は、現在のテンプラー即ちインズ・オブ・コートに學ぶ法律學徒が、互にその研究に於て議論をたゝかす場所と爲つてをる譯である。

## 七

ロンドン・ウォール外に住居を卜した最初の者は僧侶であつたことに付ては既に述べた如くである。

例へば、Ely の僧正は Hatton Garden に、又 Exeter の僧正はアウター・テンプルに居住してゐた如きはそれである。かの有名なる Chichester の僧正 Ralph Neville は自己及びその承継者の爲めに別邸 (town house) を必要とした時、彼はまづその候補地としてロンドンの新疆界線の外部で、フィッケッツ・フィールドの北部及び東部に近接せる一帯の草原に着眼したのである。而して、彼はこゝに一二二七年宏大なる邸宅を構へ、一二四四年そこで死したのであつた。この邸宅はリンコンズ・インの舊ホール及びその南部に於て之に接觸せる建物があつた土地の一部に當るところに建てられたものに相違ない。而して、この邸宅の背後には庭園在り、庭園の北部には調馬場があつた。更に庭園及び調馬場の東側には養兎場 (Orygarth) があつたのであるが、是等は恐らくホーボンの南側に在る人家の裏庭の邊まで擴つてゐたものと考へらるゝのである。斯の如く、チチェスタートの僧正は宏麗なる居を構へてゐたのであつたが、その承継者は代々こゝに住み約二百年間はこゝにをたつたのであつた。そのうちの一人 John de Langton は一二九二年から一三〇二年に至る間大法官の顯職に在つた人で、一三〇七年から一三二〇年に至る間も再び大法官の要職についたのである。そこで、この邸宅の東側に在つた道を彼に因んで Chancery Lane と呼んだのであるが、之が後に變化して現在の Chancery Lane と爲つた譯である。この邸宅に住居した最後の僧正は一四一二年こゝで死んだのであるが、その後の僧正達は遂に他の場所に居を移してしまつたのである。

一四二二年に至り Society of Lincoln's Inn がこのチチェスター僧正の邸宅を占むることゝなつたのであるが、それ以來 Inn of Lincoln's Inn と云ふ變な名稱で呼ばれたのである。このソサイエタイーに付ての記録は一四二二年に始めて之を見ることが出来るのであつて、最初の書物は Liber Hospice de Lincoln's Inn (リンコンズ・イン) と云ふのであつた。而して、この書物に依るとこの當時右ソサイエタイーはチチェスター僧正に對し邸宅の家賃を支拂つてゐたことが明かである。勿論邸宅の賃貸借が行はれた年代は正確には知られてをらぬのであるが、一四一二年乃至一四二二年の間でなければならぬ。ところが、十六世紀に於てソサイエタイーは僧正 Jamson から右邸宅を購入したのであるから、こゝに全くチチェスター僧正の邸宅はソサイエタイーの有に歸することゝなつた次第である。

ところで、このソサイエタイーは既に以前からリンコンズ・インと云ふ名稱を有してをり、後に至つて De Lacy 家の紋章を襲用するに至つた。而して、嘗て Bishop's Inn とか又は Chichester Inn などと呼ばれたことはなかつたのである。然らば、何故に最初からリンコンズ・インなる名稱を有してゐたのであるかと云ふ點は、一つの疑問と云はねばならぬ。十四世紀の初葉に於て一人の偉人があつた。それは即ち Henry De Lacy であつて、彼はリンコン及びサリスベリー伯であつた。彼の邸宅はフリート小流の上セント・アンドルウー寺院の西南部に當る、ホーボン・ヒルの斜面に在る Shoe Lane に建てられてゐたのである。彼はホーボン一帯を有してゐた。之は一二八六年彼がドミニカン修道士 (Black

Frays. 一二二五年以來ホーボンに定住す) から五百五十マールクで購入したものである。彼はこのホーボン丘上の平地に廣大なる庭園をつくつた。彼は勇敢なる騎士でもあり、手腕ある政治家でもあり、又た博學なる法律家でもあつた。更に彼は野菜園の經營者でもあり、之に依り可成りの資産をつくつたのである。彼の庭園はその美しくしいのを以て有名であつたが、この庭園は現在の石造の建物及び新ホール並に圖書館の間に位する、チチェスター僧正の保有地の北部に於て、その疆界を接してゐたか或はその一部を爲してゐたものである。彼は Shioe Lane の東北隅に在るこの宏壯なる邸宅に於て、一三二一年の始めに死亡したのであつた。そこで、Dugdale の述ぶるところに依ると彼の時代にはリンコンズ・インの古老の間には一つの傳説があつて、リンコン伯即ちヘンリー・ド・ラーシーが遺贈若くは贈與に依つて、彼の邸宅を法律の教授達に譲渡したのであるとする。而して、これが即ちンサイエティー・オブ・リンコンズ・インの起源であるとするのである。果して然らば、リンコンズ・インはインズ・オブ・コートのうちで最も古きを誇ることが出来る。何となれば、リンコン伯が死亡した當時は聖地武士はなほイギリスから追放せられなかつたからである。然し乍ら、Dugdale 自身自己の述べたるところに付き、何等確證なき旨を説明してをることに注意しなければならぬ。しかのみならず、前示の傳説に従へばリンコン伯が法律家達に譲渡したのは Shio Lane に於ける彼の邸宅であつて、Chancery Lane の北端部に在る庭園ではない。然るに、リンコン伯は現今ンサイエティー・オブ・リンコンズ・インに依つて保有せらる

、地域のいづれにも居住してはゐなかつた。舊ホール(之は一五〇七年に完成せられたものである)の北部の地方には一五六三年に至るまでは何等の建物も存在しなかつた。而して、法律家達はシュイー・レーンの伯爵邸に居住せる證據は何等存しないのである。

斯の如く右の傳説には種々解決に困難なる點があるのである。こゝに於て、是等困難なる諸點を解決せんとして説を爲す者は、リンコン伯が法律家に譲渡したのは伯爵邸ではなく、之とやゝ隔つてシュイー・レーンの反對側に在る 'Thavie's Inn' であつたと主張するのである。ところが、この説も亦信賴することを得ない。何となれば、リンコン伯は後に 'Thavie's Inn' と稱せらるゝに至つた家を所有してをたつた事實を證據立てる何ものも存在しないからである。なほそればかりではなく、リンコン伯の死去した當時その邸宅は一武具師 John Thavie と稱する者の財産と爲つてゐた。而して、彼は一三四八年に死したのであるが、右邸宅をその未亡人 Alice の爲め終身の信託となし受託者の手に渡したのである。Alice の死亡後はこの夫婦の靈を供養する牧師(chaplain)の扶養の爲めの信託とせられたのであつた。勿論ジョン・ターヴィーはその邸宅が法律修業者の常に居住してゐた家の一つであることを記述してをることは事實であるが (in quo rppxnticci ad legem habitare solebant)、ターヴィーの遺言證書作成の時期には、是等法律修業者は既にその家を去つてゐたのである。兎に角、リンコン伯もジョン・ターヴィーもその邸宅を法律家に遺贈しなかつたことは確實である。而して、是等兩者の死亡後この邸宅がターヴィース・

インと稱せらるゝやうになるまではさして長年月を経過した譯ではなかつた。斯の如くであるから、新説を以てしても疑問は依然として疑問たらざるを得ない。

リンコンズ・インのソサイエティーは昔リンコン伯庭園の一隅を有してゐたと云ふことは恐らく確實なるところであらう。而して、この庭園はチチエスター僧正領の一部を爲してゐないまでも、之と接觸してゐたことは既に一言したところである。そこで、こゝに一つの傳説を生じ、しかもその傳説があなち信頼し兼ねるものと云ひ難いところがあるのである。即ち、リンコンズ・インの法律學徒は彼等の屋敷とチチエスター僧正の養兎場とを區劃する土塀に攀上り、矢を以てその兎を射たと云ふのがそれである。このことはその當時僧正の兎が漸次減少して行つたと云ふ事實をも説明し得るものである。そこで、人々はその後、*Coneygarth* 即ち養兎場と云ふ言葉の眞意義を忘れ、之を訛つて *Coninger* と云ふやうになつた。何となれば、後に至つてこの養兎場地方を *Coninger Field* と云ひ現在ばリンコンズ・イン庭園の一部と爲つてをるのである。

フィッツケッツ・フィールドの北部チチエスター僧正の養兎場の直西に當り、二のつ草原があつた。その一を *Cup Field* と云ひ、他を *Purse Field* と稱した。前者はフィッツケッツ・フィールドと同様、十五世紀にはホスピタル武士團に屬し、後者はセント・チャイルの宿舎 (*Hospital of St. Giles*) の有であつたが、現今ではこの二つの草原は *Lincoln's Inn Fields* と爲つてをるのである。宗教上の階級が解消せ

らるゝや、是等草原は國王の財産となつたのであるが、約一世紀間は全く顧みられない廣漠たる荒野と化し、僅に其の間に歩道があるばかりであつた。

十七世紀の初葉に至りロンドンには新しい建物が激増した。そこで、ジェームス一世は詔勅を發して、シテイーの門から三哩以内には勅許なくして新に建物をつくることを禁止した。これが爲めに前示の兩草原に建物がつくられなかつたのである。一六一三年三月二十四日 Sir Charles Cornwallis はバース・フィールドに家屋を建築することの勅許を請願したのであつたが、之に對しリンコンズ・インは極力反對したのであつた。之がため勅許は遂に與へられなかつた。一六一三年八月三十一日には樞密院は裁判官の或者に命じて、彼等が最も有效と思考する方法に於て前示草原に家屋を建築することを抑制し禁止するやうに取計つたのである。而して、一六一八年には樞密院は更に Inigo Jones その他の者に命じて前示兩草原を測量せしめ、是等を歩道とし以てこの地方に有害無益なる家屋を建築せんとする者の企を挫折しようとしたのである。しかし乍ら、樞密院のこの壯圖も遂に實行せられないやうであつた。一六三八年には William Newton (Bedfordshire の Beddenham の人) に對しこの草原に三十二個の家屋を建築することに付ての勅許が與へられた。勿論之に對してはリンコンズ・インの抗議があつたことは云ふまでもない。而して、ニュートンは是等家屋を右草原の西部に建築するが爲めにその直接の建築者に土地を買却するに當り、是等の家屋とリンコンズ・インの障壁との間には如何なる建物をもつくらざる旨

を契約したのである。草原の北部及び南部の方面は王政復古（一六六〇年）前に既に家屋の建築は完成したのであつたが、東部に家屋の建築せらるゝことに付てはリンコンズ・インは常に之に反對して來たのであるから、現在に於てもこの方面には家屋はない次第である。

斯の如くして、草原の北部、南部及び西部には家屋が建ち並んだのであつて、その周圍は可成り美しい新築の家屋で美觀を添へたのであるが、周圍より一步内へ入ると内部は必しも整然としてゐたと云ふことは出來ない。至るところに土砂が堀りかへされ、晝は怠惰者乞食等の彷徨する場所であり、夜は無頼漢の出沒する地方となつた。こゝに於て後には木柵を繞らし以て是等無頼の徒の出入を防いだのであつたが、この地方は依然として荒涼たることには變りはなかつた。晝間通行人に對し憐を乞ふ者は眞の負傷兵ではない。彼等の正體は悪徒である。故に若し夜間この地方を歩いて彼等に遭遇することあらば、晝間彼等が憐を乞ふ手段として使用したる松葉杖は、直に襲撃の武器と化し之を以て通行人を殴り倒し、金錢を強奪すると云ふ有様であつた。そこで、晝間乞食を装ふかゝる無頼の徒を「リンコンズ・インの食はせ者」(Lincoln's Inn Mumper)と稱したのである。兎に角、この地方は晝と云はず夜と云はず甚だ不氣味なところであつたので、この邊の事情をかゝる詩人グレーがその詩 *Trivia*（一七一六年に書きたるもの）に於て現してをるのである。即ち

«Where Lincoln's Inn's wide space is raid'd around,

ロンドン法律街略史（中）（峯岸）

（三七七）

七九

Cross not with venturous step; there oft is found  
The lurking thief, who, while the daylight shone,  
Made the walls echo with his begging tone;  
That crouch, which late compassion mov'd, shall wound  
Thy bleeding head, and fell thee to the ground.  
Though thou art tempted by the linkman's call,  
Yet trust him not along the lonely wall;  
In the mid-way he'll quench the flaming brand,  
And share the booty with the pilfering band.  
Still keep the public streets where oily rays,  
Shot from the crystal lamp, o'erspread the ways."

この草原は又調馬場として使用された。Sir Joseph Jekyll (當時の Master of Rolls であつた) は一七三三年六月六日の夕計らずも奇禍に遇つた。即ち、この草原を横切らうとして一少年の馬に倒された。これが爲め打撲傷を負ひ始めは可成りの重態であつたが、後漸く回復するに至つた。この珍事の結果草原に柵をめぐらし又庭園をつくることになつたのである。即ち、一七三五年に一つの法律が議會を通過した (∞ Geo. II. c. 26)。之に依り一七三五年七月二日にこの地方の住民は二十一人の管理人を選擧し、管理人はこの草原に柵を繞らし、之を清潔にし美觀を添へるに必要なる基金を募集するの義務を負ふ者であつた。而して、

その後はこの草原に於て馬を乗りまはし又は塵芥を棄てることを禁止せられたのである。必要なる基金は集められ着々としてその事業は進められ、遂にこの草原はその面目を一新するに至つたのである。當時の新聞の言を以てすれば、「塵芥の集積と無頼漢及び浮浪者の巢窟とから、世界一の美しき公園 (Square) が生れた」譯である。一八九四年には London City Council (Improvements) Act に従ひ市會は右管理者の權利を二萬二千磅で買ひ、この地方に再び手を入れて一般公衆が自由に楽しむことが出来る公園 (open space) としたのである。

このリンコンズ・イン・フィールズに付ては興味ある歴史上の出來事が多くある。まづ、このでかの Anthony Babington 及びその一味の徒が一五八六年死刑に處せられたのであつた。又 *The Court Hotel* の正面のところは昔の *Blue Bear Inn* の跡である。このブルイ・ポリア・インに付ては次の如き史實がある。即ちチャールズ一世 (一六〇〇年—一六四九年、治) がその外國に在る王妃に書簡を送り、而してそれがオックスフォードからドーヴァーに向け馬を驅る一兵士の鞍のなかに縫込まれてあると云ふ注進がクロムウェルの許に達した。ブルイ・ポリアはオックスフォードからの途上に在つたから、問題の馬上の兵士は先づ以てブルイ・ポリアに足を止めるであらうと豫期されたのである。ここに於て、クロムウェル及び *Fleton* は騎兵に變装し以て右兵士の到着を待ち受けたのである。件の兵士はやがて豫期通り到着した。彼は馬から下り馬は厩に入れて自分はこのブルイ・ポリアで身を休めたのであつたが、彼

はしばしこゝに抑留された。その間にクロムウェルとイアートンとは既に於て疑問の鞍を開いて見たところ、果せるかな内部から書簡が現れた。そこで、書簡は勿論之を没收し鞍はもと通りに縫合せ、何食はぬ顔をしてゐたのである。件の兵士は間もなくその旅をつゞけることを許され、彼の知らぬ間に重大事件があつたことにも氣がつかず、そのまま、旅路を急いだのである。この兵士は自己の馬の鞍に書簡の入れられてあることをも最初から知らなかつたやうである。従つて、その手紙が途中でぬき取られたことも亦知り得べきではない。それは兎に角、右の書簡は最も重大事項を記載したものであつた。こゝに於て、チャールス一世は叛逆罪に問はれ遂に斷頭臺上の露と消えたのであつた。

リンコンズ・イン・フィールズの近傍には Lord William Russel が住んでゐた。彼はチャールス二世(一六三〇年—一六八五年、治)時代の憂國の士であつたが、チャールス二世及びジェームス(デューク・オブ・ヨーク)を殺害しようとした、所謂ライ・ハウス・プロット (Rye House Plot) の共犯者として、不法にも有罪とせられた。そこで、リンコンズ・イン・フィールズが彼の住居に近い最も大なる廣場だと云ふので、一六八三年七月二十一日彼はこゝに於て首を刎ねられたのである。前示のジェームスは彼をその住居の正面の反對側で斬首すべきことを極力主張したのであつたが、チャールス二世は彼が貴族の生れであることを顧慮して、リンコンズ・イン・フィールズに於て死刑を執行したのである。リンコンズ・イン・フィールズの五十四番に近接してフランシスコ派の修道院が在つたが、ジェームス二世(一六三三年—一七〇一年、治)がイ

ギリスから逃亡するや間もなく暴民がこの修道院を襲撃して、カトリック的偶畫を持出し是等をリンコンズ・イン・フィールズの中央に於て燒棄てた事件もある。

この頃は又決闘が屢々行はれた。而して、リンコンズ・イン・フィールズはその場所として常に選ばれたところである。最も猛烈であつたのは *Clare* 伯と *Tharot* 伯との間に行はれたものである。是等兩伯はその夫人が互に姉妹の關係に在つたのであるが、その父がその總ての財産をクレーア伯夫婦に與へたのがこの決闘の原因であつた。

次に、リンコンズ・イン・フィールズには多くの著名の人々が住んでゐた。例へば、*John Milton* はチャールズ一世が死刑に處せられた當時はホーボンに小住宅を構へ、その庭は傾斜してリンカンズ・イン・フィールズの邊まで及んでゐた。*Nell Gwynne* もフィールズの南部に住んでゐた。就中 *Sir John Soane* (一七五二年—一八三七年) はフィールズの北側に居を構へそこで死んだのである。彼は煉瓦職として身を起したのであつたが、遂に有名なる建築家と爲つた。彼は寶石、繪畫、肖像等の蒐集家であり是等の珍品は今なほ彼の家にあつて、現在では一般に公開してをる次第である。フィールズの西部には美しい家が在り是等は總て以前貴族が住んでゐたものである。例へば、*Somerset* 侯、*Newcastle* 侯の邸宅などもあつたのである。サルヂニアの大使もこゝに住んで居た。彼の家は一九一二年の初め頃に取り壊されたのである。フィールズの五十五番には暫らくの間ではあつたが *Alfred Tennyson* もをり、又五十八番には *Dickens*

の友人であつた John Foster もゐた。兎に角、ロンドンの法律街の界隈に在る各種の家は夫々單に法律家のみならず、文學者に付ても回想又は追憶を有する譯である。

チャンセリー・レーンの東部の地方に付ても亦同様である。即ち、Serjeants' Inn, Cruiser Inn (嘗ては裁判所職員の住居せしところ) Fooks Court (Sheridan がその若き頃住ひたるところ) 等があつた。

以上に於てインナー・テンプル、ミッドル・テンプル及びリンコンズ・インの大體を説明したのであるから、吾々は次にホーボンの彼方に在るグレイズ・インに付き一瞥したいと思ふ。(未完)

(一九三三・六・二九)